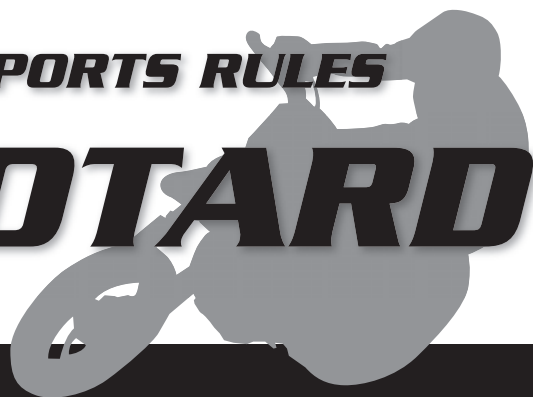


2014 MOTORCYCLE SPORTS RULES

SUPERMOTARD



スーパーモタード

CONTENTS

▼付則25 スーパーモタード競技規則

1 適用の範囲	293
2 スーパーモタード	293
3 レース中の公式シグナル (合図)	293
4 出場車両	294
5 MFJ公認車両	294
6 ライダーの装備	294
7 参加資格・クラス名称・車両区分	295
8 ホイールリムサイズとタイヤ	296
9 出場申し込み	297
10 参加受理	297
11 公式通知・タイムスケジュール	297
12 参加定員	297
13 ナンバープレートおよびゼッケン	297
14 ゼッケンナンバー	298
15 燃料、オイル、冷却水	299
16 出場受付	299
17 車両検査	299
18 ライダーの変更	299
19 車両の変更	300
20 部品の変更	300
21 プリーフィング	300

22 レースフォーマット	300
23 公式予選	301
24 決勝レースの出場台数	302
25 スタート方法	302
26 スタートにおける反則	305
27 レース中の行為	306
28 停車指示	307
29 レースの一時停止	307
30 赤旗中断されたレースの再スタート	308
31 リタイヤ (棄権)	308
32 レース終了	308
33 優勝者、順位、完走者	309
34 賞および得点	309
35 レース終了後の車両保管と再検査	310
36 レースおよび大会の延期・中止等	310
37 抗議	310
38 レース中の違反行為に対する罰則	310
39 主催者の権限	311
40 本規則の解釈	311
41 本規則の施行	311

▼付則26 スーパーモタード技術規則 312

※規則変更点は太字で示されています。

2014 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則25

スーパーモタード競技規則

MFI SUPERMOTARD

公示

MFJスーパーモタード公認競技会は、国際モーターサイクリズム連盟（FIM）のスポーツコードに基づき、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）の公認のもとに、「国内競技規則」ならびに大会公式通知によって運営される。

1 適用の範囲

以下に記す規則は、世界選手権を除く国内の公認スーパーモタード競技会に適用される。

2 スーパーモタード

舗装路と一部の未舗装路で構成され、完全にクローズされたコースで行われるレースであり、国内競技規則およびこの付則により管理・運営される。

未舗装路の代替として、舗装路面に凹凸、急勾配、走路方向が急変するような障害物を配置および設置できる。

3 レース中の公式シグナル（合図）

- 3-1 ライダーは掲示される公式シグナルを確認し、そのシグナルに従わなければならない。
- 3-2 公式シグナル（合図）は、約750mm×600mm寸法の旗を使用し、次のように提示される。

シグナル	意 味
日章旗またレッドライト消灯	レーススタート
赤旗	レース時：全員走行停止
黒旗＋黒地に白文字でゼッケンを記したボード	サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。
黄旗（振動）	直近に危険がある。追い越し・ジャンプ注意
赤ストライプ付き黄旗	オイル・水またはその他この付近のコース上にすべりやすい地点あり。
緑旗	レーススタート時におけるコースクリアを示す為に使用される場合がある。
チェッカー旗（白黒）	レース終了
チェッカー旗と青旗	トップライダーはゴールであるが、トップライダーの直前を走るライダーはゴールではない。
ペナルティーストップボード「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード	ストップ＆ゴー・ペナルティに指示されるものとし、当該ライダーは速やかにピットインし、オフィシャルの指示された場所に指示された時間停車する。
青旗（振動）	注意、まさに追い越されようとしている。 （コントロールライン上で使用される）運用は特別規則による。

4 出場車両

車両は、国内競技規則第3章競技会 [16]出場車両 (37頁) の条件を充たし、安全上完全に整備されているものでなければならない。

なお、改造されて型式 (モデル) が判別できないような車両または車両検査にて不合格となった車両は競技会に出場することはできない。

5 MFJ公認車両

アンリミテッド車両を除き、MFJ公認車両 スポーツ専用市販車 (モトクロッサーまたはモタード) または、一般市販車 (オフロードタイプ) に登録されている車両に限定される。

ただし、MFJモタード部会の承認により例外車両が認められる場合もある。

6 ライダーの装備

6-1 ヘルメット

6-1-1 ヘルメットはフルフェイス型のもので、MFJが公認したものでなくてはならない。

6-1-2 MFJの公認したヘルメットには、公認マークが貼付されている。



6-1-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行われ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用を禁止される。

6-1-4 MFJ公認マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査を受け、公認ヘルメットと判明した時点で、公認シールが貼付される。その際、特別検査料 (1,000円) を支払わなければならない。

6-2 ゴーグル

ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。枠は柔軟な素材を使用したもので転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。

6-3 ライダーの服装

6-3-1 レーシングスーツ

皮革もしくは、皮革と同等の素材 (MFJの許可を得たもの) によるMFJ公認レーシングスーツでなければならない。

〈MFJ公認レーシングスーツ認証マーク〉 (スーパーモタード専用)



スーパーモタードに使用するレーシングスーツは、いずれかの公認マークが貼付されていなければならない。

6-3-1-2 レーシングスーツ左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナおよび血液型をアルファベットで明記しなければならない。

6-3-2 ブーツ

6-3-2-1 突起物などがなく、くるぶしが完全に覆われるもの。皮革製または同等の強度のあるもの。

- 6-3-3 グローブ
 6-3-3-1 突起物などがなく手首が完全に覆われた皮革製または同等の強度のあるもの。
 6-3-4 プロテクター
 6-3-4-1 肘、膝、脊椎などの保護のため、プロテクターの使用を推奨する。
 6-3-5 マウスガード（マウスピース）
 口の怪我防止のため、カスタムメイドのマウスガードの装着が奨励される。
 マウスガードの色は、口の中の出血が見分けやすいように明るい色が望ましい。

7 参加資格・クラス名称・車両区分

- 7-1 参加資格
 ライダーは、国内競技規則第3章競技会 [13競技参加者] (35頁) に合致していなければならない。

競技会名	参加資格	開催クラス
全日本スーパーモタード選手権	スーパーモタードA級	S1 PRO S1 OPEN・S2
スーパーモタードエリア選手権 (地方選手権)	スーパーモタードB級 スーパーモタードA級	S1 OPEN・S2・S3

2014年スーパーモタードエリア選手権は下記の4エリアにて開催される。

- ・東日本エリア（北海道、東北、関東） ・中日本エリア（中部、近畿）
- ・西日本エリア（中国、四国、九州） ・沖縄エリア

- 7-1-1 全日本スーパーモタード選手権 S1 PROクラス参加資格（登録）について
 全日本スーパーモタード選手権 S1 PROクラスはスーパーモタードの国内最高峰クラスに位置づけられ、このクラスは、登録された選手のみで開催される。
 登録選手は、当該年度の全日本の他クラスに出場することはできない。

- 7-1-1-1 S1 PROクラス登録資格の優先順位
 前年度のランキングをもとに登録の優先順位を定め、21名の登録制とする。定員21名になり次第、締め切られる。
 登録申請は、MFJ事務局に申請しなければならない。（申請期間は別途告知される）
 〈優先順位〉
- ① 前年度全日本スーパーモタード S1 PROクラス ランキング上位15名（残留）
 - ② 前年度全日本スーパーモタード S1 OPENクラス
 ランキング1位～3名（自動昇格）
 - ③ 前年度全日本スーパーモタード S2クラス ランキング1位（自動昇格）
 2位～3名（選択制）
 - ④ MFJスーパーモタード部会推薦者
 - ⑤ ワイルドカード（主催者推薦）
 大会ごとにエントリー時点で21台の定員に満たない場合、21名に達するまで認められる。
 ワイルドカード出場選手も当該年度ランキング上位15名に入れば翌年度の登録（残留）資格を有するものとする。

7-2

クラス名称・車両区分

競技クラス	車両区分名称		排気量	
			4ストローク	2ストローク
S1 OPEN	アンリミテッド	市販車状態で460cc以上の車両	460cc以上	
S1 PRO (M-1)	S1		290cc～450cc	175cc～250cc
S2 (M-2)	S2		175cc～250cc	100cc～125cc
S3 (M-3)	S3	一般市販車	231cc～250cc	
		レーサー (MX・ED)	85cc～150cc	51cc～85cc
S4	S4	一般市販車	51cc～125cc	
S4ストック	S4ストック	(国産・外国車)	50cc以下	50cc以下
ME	ME	一般市販車・レーサー	80cc以上	

- ・ S1 PRO クラスの参加車両は、「S1車両」に限定される。
- ・ S1 OPEN クラスは「アンリミテッドおよびS1車両」が参加できる。
- ・ 一般市販車の定義
生産メーカー出荷時に、一般公道用として販売した車両に限る。また生産メーカー出荷後に生産メーカー以外が一般走行可能な改良、エンジン排気量を変更した車両はレーサーとみなされる。
- ・ M-1・2・3およびS4・S4ストック・MEとは、承認競技会のクラス区分を言う。

OMEクラス（承認クラス）

気軽に参加しやすいことを目的として、すでに車両を所持しているライダーが改造コストをかけずに参加できるように配慮されたクラスである。エリア選手権や他のイベントにおいて開催される。

・技術仕様

車両：一般市販車（国産・外国車）またはレーサー (MX・ED等)

排気量：80cc以上

リム／タイヤ：14インチ以上／レーシングタイヤ（スリック・レイン）は禁止される

・装備

レーシングスーツ着用推奨 (モトクロスウェアも可とするが各部パッド着用)

・参加資格

エンジョイライセンス以上

8 ホイールリムサイズとタイヤ

8-1

以下に制限される。

車両区分	ホイールサイズ	タイヤ
アンリミテッド	16インチ以上17インチ以内	規定せず スリック・レインなど
S1/M-1		
S2/M-2		
S3/M-3	14インチ以上19インチ以内	一般市販タイヤ（溝付き）
S4・S4ストック	14インチ以下	
ME	14インチ以上	一般市販タイヤ（溝付き）

8-2

タイヤについては、モトクロス、エンデューロまたはトライアルタイヤは禁止される。

8-3

S1 PRO・S1 OPEN・S2クラスの使用タイヤについては、追加のトレッドグループ、カット等がフロント及びリヤタイヤに認められる。

8-4

S3およびM3、S4およびS4ストック・MEクラスは、一般市販タイヤ（溝付き）と

する。レーシングタイヤ（スリック・レイン）の使用は禁止される。

9 出場申し込み

- 9-1 出場申し込み場所および期間は、大会特別規則に定めるものとする。
- 9-2 出場申し込み手続き
- 9-2-1 各部門とも所定の申込書に必要事項をすべて記入し、出場料を添えてエントリー期間内に大会事務局に提出しなければならない。
- 9-2-2 郵送の場合は現金書留を使用し、締切日当日の消印のあるものまでが有効となる。
- 9-2-3 締切日以降の申し込み及び電話・FAX等の申し込みは一切受け付けない。

10 参加受理

- 10-1 必要事項を記入した出場申し込み書及び所定の金額を決められた期間内に大会事務局が受理したもののみ、参加受理書が発送される。
- 10-2 大会が中止された場合、また参加者が何らかの理由によって拒否された場合のみ（申込者が必要な手続きを怠った場合はこれに当てはまらない）出場料が返却される。
- 10-3 いったん受理された出場料は、上記10-2及び国内競技規則第3章競技会〔28競技会の延期および中止等〕（40頁）の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった場合も同様とする。

11 公式通知・タイムスケジュール

公式通知及びタイムスケジュールの詳細は、申し込み締切後に通知される。

12 参加定員

定員は定める場合がある。

13 ナンバープレートおよびゼッケン

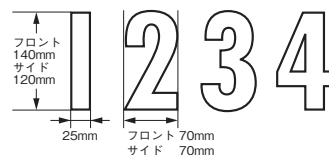
- 13-1 ナンバープレートは長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は285mm×235mmとする。
- 13-2 プレートは平面から50mm以上カーブ（突出）してはならない。またカバーされたり曲げたりしてはならない。
- 13-3 フロントナンバープレート
一枚のプレートがフロントに、垂直面から後方に向かって30°以内の角度で傾斜して固定されなくてはならない。ナンバープレートには数字の間に穴を開けてもよいが、いかなる場合においても、数字自体に穴を開けてはならない。
- 13-3-1 メッシュ地のプレートが認められる。
- 13-4 サイドナンバープレート
サイドナンバープレートは、リヤホイールスピンドルを通る水平線より上に設けられ、ナンバープレートの前端はライダーのフットレスト後方200mmのところを通る垂直線より後方に位置してはならない。ナンバープレートは、はっきりと見えるように装着されなくてはならず、モーターサイクルの一部分や、シートに座ったライダー自身により隠れないようにしなくてはならない。

- 13-5 ナンバープレートの色
 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。
 ナンバープレートの地色は単色でなければならない。
 S1 PRO 赤地に白文字 S2 黄地に黒文字
 S1 OPEN 黒地に白文字 S3 白地に黒文字
- 13-6 全日本選手権対象クラス（S1 PRO・S1 OPEN・S2）のフロントおよびサイドナンバープレートの指定された位置に「主催者の指定するステッカー」などを貼付けるスペースを設けなければならない。
- 13-7 ゼッケンナンバー
- 13-7-1 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避ける為に、地の色同様につや消しで書かれなければならない。数字の最低寸法は下記のとおりとする。

（形状は図を参照）

フロントナンバーの寸法は

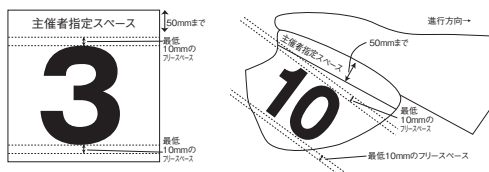
最低高 : 140mm
 最低幅 : 70mm（1の場合 25mm）
 数字の最低の太さ : 25mm
 数字間のスペース : 15mm



サイドナンバーの寸法は

最低高 : 120mm
 最低幅 : 70mm
 （1の場合 25mm）
 数字の最低の太さ : 25mm
 数字間のスペース : 15mm

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 1234567890
 1234567890



- 13-7-2 数字は英国式を使用する。「1」は垂直の1本線「7」は垂直線なしの単純な傾斜線。
- 13-7-3 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 13-7-4 すべてのナンバープレートの周囲には、最低50mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。
- 13-7-5 この規則に適合していないナンバープレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加が認められない。

14 ゼッケンナンバー

- 14-1 ゼッケンナンバーは、車両検査までに規定の書体及び色で記入しなければならない。
- 14-2 ゼッケンナンバーの状態は、車両検査時に車検員によって確認され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。
 ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正を行い、再度車両検査を受けなければならない。
- 14-3 予選およびレース中、ゼッケンが読みにくい場合や、間違ったゼッケンナンバーを装着して走行した場合は、その周回数は記録されない。

15 燃料、オイル、冷却水

- 15-1 すべての車両にはMFJの定める無鉛ガソリンを使用しなくてはならない（AVガス・航空機用燃料の使用は禁止される）。
- 15-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。
- 15-2-1 競技用ガソリンとは一般公道用の市販車に供するために通常のガソリンスタンドにて購入できるもの、あるいはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 15-2-2 ガソリンの銘柄及びその詳細が主催者によって指定された場合は、当該指定ガソリンを使用しなければならない。
- 15-2-3 競技用ガソリンは、鉛の含有量は0.013g/ℓ以下であること。
リサーチオクタン価が100.0（RON）、モーターオクタン価が89.0（MON）以下であること。密度は15℃において0.725g/ℓ～0.780g/ℓであること。
- 15-2-4 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油及び1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。
- 15-2-5 水冷エンジンの冷却水は、水もしくはレース用として一般市販されている冷却水に限られる。

16 出場受付

- 16-1 出場受付の時間及び場所は、公式通知によって示される。
- 16-2 定められた時間内に、必ずライダー本人または当該ライダーのメカニックがMFJライセンス、参加受理書を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
- 16-3 当該年度有効なMFJライセンスを提示できない者は、出場が認められない。

17 車両検査

- 17-1 車両検査は、公式通知に示されるタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
- 17-2 車両検査のための車両は、ライダー本人又は当該ライダーのメカニックが出場受付終了後、車両仕様書とともに持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。
規定時間以外の車両検査は、競技監督が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外は行わない。
- 17-3 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判定された車両は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- 17-4 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両の検査を行うことができる。その際、規則に準拠していない車両がある場合、当該車両の使用は認められない。

18 ライダーの変更

ライダーの変更は認められない。

19 車両の変更

- 19-1 登録された車両の変更は原則として認められない。
- 19-2 変更する必要がある場合は、所定の書式に従って変更申請を行い、競技監督が認めた場合に限り認められる。
- 19-3 エントリー車両と、車検を受ける車両の変更
参加受理書発送後エントリー用紙記入車両に変更がある場合、選手受付時に車両変更手続きをしなければならない。
- 19-4 車検終了後の車両変更
車検終了後の変更は、大会事務局にて車両変更手続きをしなければならない。
- 19-5 車両変更は同部門、同クラス間の変更のみ許可される。車両変更手数料は5,000円とする。

20 部品の変更

フレーム、クランクケース、サイレンサーの変更は原則として認められない。ただし、交換のためにあらかじめ検査を受けたサイレンサーは除く。フレームの変更、クランクケース（エンジンアッセンブリー含む）の変更は、車両の変更とみなされる。

21 ブリーフィング

主催者がブリーフィング（競技に関する要領説明）を行なう場合はライダー本人が必ず出席しなければならない。欠席した場合、罰則が科せられる。

22 レースフォーマット

各クラスの公式練習・予選方式と決勝レースの周回数は、公式通知によって定められる。

- 22-1 S1 PROクラスのレースフォーマット
S1 PROクラスのレースフォーマットは、タイム計測方式の計時予選と決勝2レース制で行われる。予選時間および決勝周回数は、主催者によって定められ、公式通知で発表される。
- 22-2-1 S1 PROクラスのタイヤ使用本数規制
S1 PROクラスは、予選から決勝レース1、レース2終了するまでタイヤ使用本数制限が設定され、使用本数は大会ごとに公式通知で発表される。予選後に設定された練習走行なども使用本数制限に含まれる。
使用するタイヤは、予選走行前に「タイヤマーキング」を受けなければならない。
タイヤマーキングしたタイヤの変更は認められない。
- 22-2-2 雨天時においては、競技監督から「ウェット宣言」がなされた場合のみ、マーキングの有無を問わずに、すべてのコンディションのタイヤを使用することができる。
なお、「ウェット宣言」が解除された場合は、マーキングされたタイヤを使用しなければならない。
- 22-2-3 タイヤに関する違反
タイヤ規制違反が発生した（マーキング以外のタイヤを使用した場合）場合、以下の罰則が科せられる。
予選中 : 当該セッションの予選タイム無効

- 23-4-5 複数组で行われる予選の順位決定方法
- 23-4-6 予選結果を総合タイム順によって決定する場合と予選組ごとの順位により決定する場合がある。
- 23-4-7 天候の変化等により路面状況に大きな差異が認められると競技監督が判断した場合には予選組ごとの順位によって決定する。この決定に対する抗議は一切受けつけない。
- 23-4-8 各予選組ごとのタイム順で決定した場合のグリッドは、各予選組のトップのタイムを比較しその順番で振り分けることとする。
- 23-4-9 最終的なスターティンググリッドは大会審査委員会の決定による。
この決定に対する抗議は認められない。
- 23-4-10 予選通過者で出場不可能となった者は、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- 23-5 レース方式
- 23-5-1 ヒートレース／セミファイナルレースなどに分けられる。
レースフォーマット、予選組数、決勝進出者人数および周回数については、公式通知等に表示される。
- 23-5-2 ヒートレースの組み分けおよびグリッドについては、公式通知に表示される。
セミファイナルや決勝への出走組み合わせを決定する場合、各予選組の順位を交互に選出される。
- 23-6 ウエイティング（繰り上げ出場）
決勝レースに出場不可能となった者がいた場合、その者に代わり予選結果次点の者で嘆願書を提出したライダーの決勝レース参加を特別に認めること。
- 23-6-1 ウエイティングの資格については、公式通知でウエイティング者の選出方法・人数および申請方法が発表される。
- 23-6-2 予選結果発表後主催者が規定する時間内にウエイティングの願い書を提出する。
- 23-6-3 主催者が規定する時間内にリタイヤするライダーがいない場合、出走は認められない。

24 決勝レースの出場台数

決勝レース出場台数は、各大会の特別規則に表示される。

25 スタート方法

- 25-1 スタート位置は、すべてのライダーが正規のスタートラインからスタートするものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。
- 25-2 スタート手順は原則として以下とするが、詳細は各大会の特別規則または、公式通知によって示された場合には、それに従わなければならない。
- 25-2-1 主催者の定める時間にスタート前チェックを受け、チェック後マシンとともにウエイティングエリアに待機。
- 25-2-2 主催者の定める方法にてグリッドポジションにつく。
- 25-2-3 グリッドポジションについてからウォームアップスタート3分前まで、グリッド上またはピットで認められる行為
・タイヤウォーマーの使用（ただし、余熱のみ）

- ・通常の整備（大幅な修理はピットに移動しなければならない）
- ・タイヤ交換

グリッド上で禁止される行為

- ・給油

25-2-4

ウォームアップラップ開始3分前ボード

すべての調整は『3分前』のボードが出るまでに完了しなければならない。

この時点で、タイヤウォーマーを取り外さなければならない。

また、エンジンの始動を手伝うため、ライダー1名につき2名のメカニックとそのライダーのためにパラソルを持って立つ1名、および必要なオフィシャル以外の人間は全員グリッドから退去しなければならない。さらに調整を行うことを希望するライダーはマシンをピットレーンまで押して行き、そこで調整またはマシンの交換を行うことができる。この場合当該ライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始する。

25-2-5

ウォームアップラップ開始1分前ボード（エンジンスタート）

この時点でライダー1名につき、エンジン始動を手伝う2名のメカニック以外の全員がグリッドから退去する。このメカニックはライダーが押しがけするのを助けその後速やかにグリッドから退去する（車検で許可された外部スターターの使用が認められる）。

25-2-6

ウォームアップラップ開始30秒前ボード

全ライダーはエンジンが始動している状態でグリッドの所定の位置に着かなくてはならない。これ以降メカニックの援助は禁止される。マシンをスタートできないライダーはマシンをピットレーンに移動し、そこでさらにマシンが始動するよう試みるかマシンを交換することができる。このようなライダーはピットレーンからウォームアップを開始することができる。

25-2-7

ウォームアップラップ開始

25-2-7-1

役員の指示に従ってスタートし、1周走行後、グリッドに戻る。

25-2-7-2

通常にスタートした集団が通過した後、ピットレーンで待機していたライダーはウォームアップラップに加わることが許可される。

25-2-7-3

グリッドに戻ってきたライダーはエンジンを始動したまま、フロントホイールをグリッドポジションを示すラインに合わせ、所定の位置につかなければならない。この際、スタートアシスト（スタートデバイス補助）のためにメカニックのグリッドへの立ち入りは認められない。

25-2-7-4

グリッド最前列の前には赤旗を持ったオフィシャルが立つ。

スターティンググリッド後方のオフィシャルがグリーンフラッグを提示し、ライダー全員がグリッドについたことを表す。

25-2-7-5

グリッド後方のオフィシャルがグリーンフラッグを掲げた後に、ウォームアップラップから戻るライダーは、遅着と判断される。

25-2-7-6

グリッドの遅着ライダーは、スターティンググリッドの位置を失い、オフィシャルの指示のもと次のスタート方法によりスタートしなければならない。

25-2-7-6-1

ピットインし、ピットスタートする。

ピットスタートの場合、グリッドからスタートしたライダーの集団がピットレーン出口を通過したらオフィシャルはピットレーンに待機するライダーをスタートさせる。

25-2-7-6-2

スターティンググリッドの後方位置とされ、オフィシャルの指示によりスタート

- する。
- ピットスタートのライダーより有利とならないタイミングで緑旗が提示され、スタートとなる。
- スタートディレイドが生じた場合、正式なグリッドポジションに戻り再スタートすることができる。
- 25-2-7-7 ウォームアップラップ途中でトラブルに見舞われたライダーは、ピットレーンに戻って修理できる。
- 25-2-7-8 グリッドでエンジンをストールさせたライダーまたはその他のトラブルに見舞われたライダーは、モーターサイクルにまたがったままの状態で腕を上げる。その方法によって意図的にレースのスタートを遅らせることは許されない。
- 25-2-7-9 グリッドの各列が整列したら、グリッド後方に待機するオフィシャルがグリーンフラッグを振る。
- 25-2-7-10 その後スターターはグリッド前方で赤旗を掲示するオフィシャルにコースサイドに歩くよう指示を出す。
- 25-3 スタート
- 25-3-1 レッドライトが2～5秒間点灯され、そのレッドライトが消灯された時点でスタートとなる。
- 25-3-2 レッドライトが消灯された後で、マシンがストールした場合、オフィシャルはエンジンがかかるまでそのマシンをコースに沿って押すことを補助する。それでも始動しない場合、オフィシャルの指示に従ってマシンをピットレーンに押して行かなければならない。
- 25-3-3 ピットレーンでは当該ライダーのメカニックがエンジンを始動させるために援助することが許可される。
- 25-3-4 グリッドからスタートしたライダーの集団がピットレーン出口を通過したらオフィシャルはピットレーンに待機するライダーをスタートさせる。
- 25-4 旗によるスタート手順
- 25-2-7-9の手順までは、同様の手順が用いられる。
- 25-4-1 その後スターターはグリッド前方で赤旗を掲示するオフィシャルにコースサイドに歩くよう指示を出す。
- 25-4-2 オフィシャルは赤旗を降ろし、スタート旗（国旗）を提示し、10秒以内にスタート旗が振られた時点でレースのスタートとなる。
- 25-5 スタートディレイド
- スタート時の安全性を脅かすようなトラブルがグリッド上で発生した場合、スタートを受け持つオフィシャルがイエローフラッグを掲示する。この場合ライダーはエンジンを停止させなければならない。各ライダーについて2名のメカニックがエンジン始動を補助するためにグリッドに立ち入ることが許可される。
- 25-5-1 スタート手順は『1分前』ボードの段階から再開され、ライダーは追加のウォームアップラップを1周走行し、レース周回数は1周減算される。
- ※サイティングラップスタートの時間、グリッド列ボードの配列（無い場合もある）、またはその他の手順について省略する場合がある。この場合、各特別規則ならびに公式通知に示される。
- 25-5-2 スタート時、スタートディレイドの原因となったライダーは、再スタート時には最後方グリッドからスタートしなければならない。
- 25-5-3 複数のペナルティー対象者があった場合、元のグリッド順とする。

- 25-5-4 スタートディレイド2回目となった場合、新たなペナルティー対象者は1回目の対象者の次のグリッドからスタートしなければならない。1回目の原因となったライダーが、2回目のディレイド時に元のグリッドに戻ることはできない。
- 25-5-5 審査委員会が明らかにその原因が不可抗力によるものと判断した場合、ペナルティーを科さない場合がある。

26 スタートにおける反則

- 26-1 スタートラインについて車両およびライダーは、スタート手順の開始からスタート合図が出されスタートが終了するまでスタート合図の統制下にある。
- 26-2 ジャンプスタートの定義は、スタート合図が行われる前に（シグナルの場合は：レッドライトが点灯している間に）停止位置から車両が前進した場合とし、審査委員会の同意を得た上で競技監督の決定により、下記のいずれかのペナルティーが科せられる。
- 26-2-1 競技結果への30秒の加算または、一周減算。
- 26-2-2 ストップ&ゴー・ペナルティー
- 26-2-2-1 所定の場所での一旦停止
- 26-2-2-2 当該ライダーに「車両ナンバーを付した一体型ボード」をコントロールラインで掲示する。
- 26-2-2-3 天候やコースレイアウトにより、サービスとして追加表示をする場合がある。
- 26-2-2-4 コントロールライン上で3回（3周）の提示を受けたにも関わらずピットインせず、ペナルティーを実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
- 26-2-2-5 同時に複数の違反が発生した場合、原則的に一周ごとに停止させる。停止の順番は予選タイムに基づきタイム順に停止の指示を出す。ボードは複数同時に掲示する場合もある。
- 26-2-2-6 ストップ&ゴー・ペナルティーが実行される前に赤旗中断で再レースとなった場合、再レース開始後に停止することを要求される（レース終了までにペナルティーが消化できない時は、レース結果に30秒加算の場合もある）。ただしレース距離50%未満で赤旗中断され、レース無効となった場合はペナルティーは消滅する。ペナルティーを終えていないまま再レースのスタートでもジャンプスタートをした場合、当該ライダーは失格となる。
- ※ジャンプスタート以外の反則に対してストップ&ゴー・ペナルティーが適用される場合は上記手順が用いられる。
- 26-2-2-7 ストップ&ゴー・ペナルティーの際は、途中ピットボックス等に停車することなく、ペナルティーを受けなければならない。この規則に違反した場合は、ストップ&ゴー・ペナルティーの手順が繰り返される。
- 26-3 ピットクルーがスタートの規則に従わなかった場合も反則とみなされ、当該ライダーに1分加算もしくは失格のペナルティーが科せられる。
- 26-4 ペナルティーは、当該ライダーのピットクルーにボードによって通告される。
- 26-5 再レースの際、同一ライダーが、再度、ジャンプスタートをした場合は、失格となる。
- 26-6 ジャンプスタートのペナルティー判定に対する抗議は一切受け付けられない。
- 26-7 審査委員会が明らかにその原因が不可抗力によると判断した場合、ペナルティーを科さない場合がある。

27 レース中の行為

- 27-1 走行中の遵守事項は、国内競技規則第3章競技会〔14競技参加者の遵守事項〕(35頁)の他、以下も適用される。これに違反した場合罰則が科せられる。
- 27-1-1 ライダーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。
- 27-1-2 ライダーがコースアウトした場合、ライダーは、オフィシャルが指示した場所または、当該ライダーが有利にならないような場所からレースに復帰することができる。
- ※この際オフィシャルは下記の補助ができる。
- ・マシンを起こす補助。
 - ・修理、調整が行われている間マシンを支える。
 - ・ライダーの再スタートを補助する。
- 27-1-2-1 当該ライダーが有利となるショートカット（コーナー、シケイン等のコース外を走行し、自分に有利となる）が発生した場合：
- 予選中：当該ラップタイムの抹消
- 決勝中：レース結果に30秒のタイム加算または、1周減算
- 27-1-3 もしライダーがレースからリタイヤを余儀なくされるようなマシントラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトしてオフィシャルの指示に従い、安全な場所にマシンを止めなくてはならない。
- 27-1-4 コース上にオイル等の液体をまき散らす恐れのあるようなトラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 又、停止後再スタートを希望する場合はオフィシャルの確認を必要とする。
- 上記に違反した場合、10,000円以上の罰金が科せられる。
- 27-1-5 修復作業のためにスロー走行するライダーは、できるかぎりピット設置側を走行しなければならない。
- 27-1-6 コース外側より、作業もしくは工具・部品等の援助を受けてはならない。この場合は失格とされる。
- いかなる場合でも、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。これに違反した場合は罰則が科せられる。
- 27-1-7 レース中（予選中を含む）直線部分では前車を追い越すためあるいは後車のスリップストリーミングを外す目的以外で、進路を著しく変更することは禁止される。
- 27-2 ピットイン
- ライダーはレース及びプラクティス中にマシンの調整やタイヤ交換のためにピットに戻ることができる。レースにおいては全ての作業は主催者によって定められたピット作業エリアにて行われなければならない。
- 27-2-1 ピットインする車両のライダーは、ピットロード入口手前よりピット側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確認して正規のピットロード入口から進入し、徐行しなければならない。
- ピットエリア（ピットボックス前の作業エリア）を走行することは禁止される。
- 27-2-2 ピットインする車両のライダーは、自己のピットにできるだけ近いピットロードからピットエリアに入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停車させなければならない。
- 27-2-3 ピットインしてピットエリアに入った車両及び当該車両のライダーやピットクル

ーは、ピットロード及びピットエリアにおいて他の車両の通過を妨げてはならない。

- 27-2-4 ピットインの際、自己のピット前を通り過ぎて停車した車両のライダーは、オフィシャルの許可を得て、当該車両のライダーおよびピットクルーによって押し戻し、自己のピットにつけることができる。
- 27-3 ピットアウト
- 27-3-1 ピットロードにおいてはピットインしてくる車両に優先権がある。
- 27-3-2 ピットロードからコースに復帰するライダーは、正規のピットロードからコースインし、最初のコーナー出口に達するまで、ピット設置側に沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- 27-3-3 ピットでエンジンを止めたライダーは、メカニックの補助を受けてマシンを再スタートすることができる。
- 27-4 ピット作業
- 27-4-1 レース中、車両の修理、調整、部品交換は、ピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。給油中は、必ずエンジンを停止しなければならない。
- 27-4-2 ピット区域内にオイルをこぼしたり、汚したりした場合は、安全上ただちに清掃しなければならない。
- 27-5 ピット作業人員
- 27-5-1 ライダーに対するピットクルー（メカニック、ピットサインマンおよびヘルパー）の合図は、主催者により定められたピット区域またはピットサインエリアのみで行うことができる。
また、合図はオフィシャルの使用する合図旗とまぎらわしいものであってはならない。
- 27-5-2 ピットクルーが諸規則に違反した場合の責任は、そのピットクルーが担当するライダーに帰属するものとし、当該ライダーに罰則が科せられる。

28 停車指示

- 28-1 レース続行が危険もしくはその疑いがあるとみなされるライダーまたは車両について、競技監督は、ピットインを命じるか、レースから除外することができる。
- 28-2 天災、大事故等の不慮の事態が発生した場合は、競技監督は、赤旗によって全ライダーに対し、停止を指示することができる。

29 レースの一時停止

- 29-1 競技監督が天候上の理由、あるいはそのほかの理由からレースの中断を決定した場合、赤旗がスタートラインで掲示される。ライダーはただちに減速し、ピットレーンに戻らなくてはならない。当該レースの結果は前の周を終えた時点でのものとされる。
したがって、結果はレースを続行していたライダーが、赤旗が掲示されずにフルラップを完了した時点でのものとされる。
- 29-2 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員がレース距離50%未満の走行の場合、当該レースは無効とされ、再レースが行われる。もしレースの再スタートが不可能な場合、このレースは中止と宣言される。ただし、予選があった場合、ポイントは予選結果（決勝グリッド表）

- に基づいて正規のポイントの1/2が与えられる（小数点以下2桁は四捨五入）。
- 29-3 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来のレース距離の50%以上（小数点以下切り捨て）を走行した場合、当該レースは完了したとみなされ、ポイントはフルに与えられる。

30 赤旗中断されたレースの再スタート

レースが再スタートされる場合、再スタートはコース・コンディションの許すかぎり速やかに行われなくてはならない。ライダーがピットに戻りしだい、競技監督は新たなスタート時刻を発表する。このスタート時刻は状況が許すかぎり最初の赤旗が掲示されてから30分以内に設定される。

- 30-1 競技結果がレース距離50%未満の場合の再スタートには下記各項が適用される。
- 30-1-1 全ライダーがスタートできる。
- 30-1-2 マシンの修理・給油ができる。
- 30-1-3 転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。
- 30-1-4 周回数は原則的にもとのレースと同じとする。
(スタートディレイドにより周回数が減算されていた場合、周回数の減算を取り消し、もとのレースと同じとする。)
- 30-1-5 グリッドポジションは本来のレースと同じとする。
(スタートディレイドの原因となり最後方グリッドへ移動したライダーはもとのグリッドにもどる。)
- 30-1-6 再スタートできないライダーのグリッドはそのまま空席とする。
- 30-1-7 スタートの手順は通常のサイティングラップから始められる。

31 リタイヤ（棄権）

- 31-1 リタイヤと停止（競技中、コース内での停止）は、国内競技規則第3章競技会〔22競技22-5項〕（39頁）による。
- 31-2 ライダー本人が負傷その他の理由でリタイヤ届を提出できないときには、オフィシャルの判定によりリタイヤと認めることができる。
- 31-3 ピット以外の地域でリタイヤする場合、ライダーは車両をレース（または予選）終了までオフィシャルの管理下におかなければならない。ただし、オフィシャルから車両の移動を指示された場合、これに従わなければならない。

32 レース終了

- 32-1 トップのライダーにチェッカーフラッグが掲示された後、引き続き後続ライダーにも特別規則に示す時間掲示される。この時間が経過した時をもってレース終了となる。
- 32-1-1 チェッカーフラッグは、ライダーに分かりやすく目線の高さで提示される。
- 32-1-2 チェッカーフラッグ提示位置については公式通知に明記される。
チェッカーフラッグを提示する場合、全ての合図旗を提示するのではなく、チェッカーフラッグとそれに付随するブルーフラッグのみを提示する。
- 32-2 ファイナルラップにフィニッシュライン手前でトップのライダーのすぐ前に他のライダーがいる場合、スタート・フィニッシュマーシャルは同時にチェッカーと青旗を掲示する。これはトップを走行するライダーはレースを終了するが、その

すぐ前を走っているライダーはファイナルラップを完走しチェッカーフラッグを受けなければならないということを意味する。

- 32-3 トップを走行するライダーが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。
何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースはそれが本来終了する時点で終了したものとみなされる。

33 優勝者、順位、完走者

- 33-1 優勝者
33-1-1 優勝者は規定の距離(周回数)または時間を完走して最初にフィニッシュライン(コントロールライン)を通過したライダーである。
33-1-2 写真判定が用いられる場合には勝者の決定はフロントタイヤの先端がフィニッシュラインを通過した順とする。
33-1-3 優勝者がフィニッシュラインを通過したら他のライダーはその時点で走行している周回を終え、フィニッシュラインを通過した時点で終了となる。
33-2 順位の優先順位
33-2-1 チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
33-2-2 チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同周回数の場合はフィニッシュライン通過順位による。
33-2-3 チェッカーは優勝者がフィニッシュラインを通過した後特別規則に示す時間、フィニッシュラインで掲示される。
33-3 完走者
優勝者の周回数の75%(少数点以下切り捨て)以上を走行したライダー。

34 賞および得点

- 34-1 賞の詳細については公式通知に示される。
34-2 得点は、下記のポイントが与えられる。
全日本選手権/エリア選手権のポイント
- | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 | 11位 | 12位 | 13位 | 14位 | 15位 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 20 | 17 | 15 | 13 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
- ・予選出走台数1台以下は不成立とする。
・得点は、完走者のみに与えられる。
34-3 決勝2レースの場合のポイントは、レースごとに34-2項のポイントが与えられる。
34-4 エリア選手権の得点は、当該クラスの総合順位に従いライセンス区分(A級・B級)にかかわらず、34-2項が適用される。
34-5 エリア選手権は、ライセンス区分(A級・B級)にかかわらず、当該クラスの総合レース結果に従い、エリアチャンピオンとB級ライセンス所持者のみを抽出したB級チャンピオンを定める。
34-6 2014年度全日本スーパーモタード選手権のシリーズランキングは、S1 OPENおよびS2クラスは全8戦中6戦の有効ポイント制にて決定される。
S1 PROクラスは、全16レース中12レースの有効ポイント制にて決定される。
34-7 全日本選手権指定ゼッケン

2013年度全日本選手権スーパーモタード選手権の当該クラスのシリーズランキング順によって指定ゼッケンが与えられる。指定ゼッケン有資格者が他のゼッケンを希望する場合は、指定ゼッケン変更申請をしなければならない。ただし、他の選手の指定ゼッケンへの変更はできない。

- 34-8 決勝2レースにおける決勝中止および打ち切り時の得点について
- 34-8-1 決勝2レースの内、決勝の1レースが中止された場合は、中止された決勝が、走行が2周以下の場合は、ノーポイントとする（予選を行った場合は、予選結果にて1/2（少数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える）。
走行が3周以上レース周回数50%未満を完了しないうちにレースを打ち切った場合は1/2（少数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える。
- 34-8-2 決勝2レースの内、決勝2レースとも中止された場合は、ノーポイントとする。予選を行った場合は、予選結果にて1/2（少数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える。ただし、この場合のポイントは大会として1回のみ付与される。
この予選結果（決勝1レースと2レースの決勝グリッド）が異なる場合は、全選手が走行する予選を指し、大会特別規則または公式通知にて適用される予選が公示される。

35 レース終了後の車両保管と再検査

- 35-1 原則として1位～6位の車両は、所定の位置より競技役員の指示に従って車両保管区域へ入らなければならない。
- 35-2 原則として1位～6位の車両は、音量測定およびエンジンを分解して排気量を測定するほか、規定を越える改造などについて再検査を行うことがある。
- 35-3 原則として1位～6位の車両は、暫定結果発表後20分間保管される。ただし、公式通知において、保管時間を特別規則で定める場合がある。
- 35-4 車両規定及び音量規定を満たしていない車両のライダーは、大会審査委員会により罰則が科せられる。

36 レースおよび大会の延期・中止等

- 36-1 大会は、原則として本規則に基づいて発表した日程から変更または延期されることはない。
- 36-2 レースまたは大会が参加申し込み後に中止された場合、参加者が支払った出場料は返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

37 抗議

- 37-1 抗議は、国内競技規則第3章競技会〔30抗議〕（41頁）による。
- 37-2 抗議は、暫定結果発表後20分以内に当該ライダーおよびエントラント代表者が行うことができる。
- 37-3 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。この車両の分解等に要した費用は車検長が算定する。

38 レース中の違反行為に対する罰則

レース中の違反行為については、競技監督並びに大会審査委員会がその権限において下記の罰

則を科すことができる。

- 38-1 失格
- 38-1-1 故意に走路を妨害した場合。
- 38-1-2 コースを逆走した場合。
- 38-1-3 示された合図旗に従わなかった場合。
- 38-1-4 ジャンプスタートを2度繰り返した場合。
- 38-2 1周減算、レース結果に30秒加算または失格
- 38-2-1 レース中に他のいかなる援助を受けた場合。
公式練習、公式予選及びレース／ヒートの間に外部からの他のいかなる援助を受けた場合（ただし、オーガナイザーに任命されたオフィシャルが役務の一環として安全上の理由から援助する場合は例外とする）。
- 38-2-2 1度コース外に出て、明らかに自分に有利となる所より再びコースに復帰したと判断された場合、大会審査委員会の裁定によりレース結果に30秒加算または1周減算
- 38-3 大会審査委員会によって判断された事項

39 主催者の権限

- 39-1 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 39-2 チーム名が公序良俗に反するなど、チーム名としてふさわしくない場合、公式プログラム・結果表への記載拒否または変更を命じることができる。
- 39-3 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 39-4 競技番号の指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 39-5 大会スポンサーの広告を参加車両等に貼付させることができる。
- 39-6 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- 39-7 すべての参加者（ライダー、ピット要員、キャンペーンギャル等含む）の肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、放映、出版（ビデオ/CD-ROM/DVD等）、及び電子メディア（インターネット等における報道・放送・放映など全て含む）に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 39-8 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

40 本規則の解釈

規則および競技に関する疑義は、大会事務局に質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして示される。

41 本規則の施行

本規則は、2014年1月1日より施行する。